

19文科初第1272号

平成19年4月2日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

銭 谷 眞 美

(印影印刷)

特別支援学校制度の創設に伴う「学校図書館図書標準」の改正について（通知）

平成18年6月21日に、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）」が公布され、平成19年4月1日から、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校が特別支援学校へ移行することとなりました。

これに伴い、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、「「学校図書館図書標準」の設定について」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長通知）により設定した「学校図書館図書標準」中の、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校に係る標準（当該通知中のウからク）について、別紙のように改正しましたので、引き続き、当該標準を目標として、図書の整備を進めるようお願いいたします。

なお、貴域内の市(区)町村教育委員会に対し、このことを周知し、適切な指導及び助言等を行うようお願いいたします。

(別紙)

ウ 特別支援学校（小学部）

学級数	蔵書冊数	
	①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1	2,400	2,400
2	2,600	2,520
3～6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

※ 視覚障害を含めた複数の障害種別に対応した教育を行う特別支援学校の蔵書冊数については、当該特別支援学校の全学級数をそれぞれの学級数とみなして①又は②の表を適用して得た蔵書冊数を、視覚障害者に対する教育を行う学級の数及び視覚障害以外の障害のある児童に対する教育を行う学級の数により加重平均した蔵書冊数とする（端数があるときは四捨五入）。

エ 特別支援学校（中学部）

学級数	蔵書冊数	
	①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1～2	4,800	4,800
3～6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

※ 視覚障害を含めた複数の障害種別に対応した教育を行う特別支援学校の蔵書冊数については、当該特別支援学校の全学級数をそれぞれの学級数とみなして①又は②の表を適用して得た蔵書冊数を、視覚障害者に対する教育を行う学級の数及び視覚障害以外の障害のある生徒に対する教育を行う学級の数により加重平均した蔵書冊数とする（端数があるときは四捨五入）。

参考1

算 定 例

○専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校（小学部）で、学級数が10学級の場合

$$3, 292 + 160 \times (10 \text{学級} - 6) = 3, 932$$

$$\rightarrow \underline{3, 932 \text{冊}}$$

○専ら聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校（小学部）で、学級数が10学級の場合

$$2, 936 + 96 \times (10 \text{学級} - 6) = 3, 320$$

$$\rightarrow \underline{3, 320 \text{冊}}$$

○視覚障害者及び聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校（小学部）で、視覚障害者に対する教育を行う学級数が6学級、聴覚障害者に対する教育を行う学級数が4学級の場合

- ・当該特別支援学校の全学級数をそれぞれの学級数とみなして表を適用

$$3, 292 + 160 \times (10 \text{学級} - 6) = 3, 932$$
$$+ 96 \times (10 \text{学級} - 6) = 3, 320$$

- ・視覚障害者に対する教育を行う学級の数及び視覚障害以外の障害のある生徒に対する教育を行う学級の数により加重平均

$$3, 932 \times \frac{6 \text{学級}}{10 \text{学級}} + 3, 320 \times \frac{4 \text{学級}}{10 \text{学級}} = 3, 687.2$$

$$\rightarrow \underline{3, 687 \text{冊}}$$